

他府県のボランタリー活動に係る基本方針等の概要一覧(平成20年以降に策定或いは改定されたもの)

都道府県名	基本方針等名称	策定年月日	対象期間	対象となる主体または活動			NPO法人数 (24.3末)	概 要		
				NPO等	地縁団体等	企業		基本理念・考え方等	柱となる方針・目標等	特徴的内容(改定実施県は主な改正点)
宮城県	民間非営利活動の健全な発展を促進する条例 宮城県民間非営利活動促進基本計画	H10年12月 H12年10月 (H17年9月 H22年10月 改定)					627	【基本理念】 NPOと多様な主体とが相互の信頼と協働により共に支え合う市民社会の実現	【基本方針】 1 NPO活動の促進 施策の柱 : NPO活動を促進する体制整備 施策の柱 : NPOの自立支援 2 多様な主体とのパートナーシップの確立 施策の柱 : NPOと行政とのパートナーシップの推進 施策の柱 : NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進	みやぎNPOプラザの機能充実、地域のNPO支援施設の機能充実、連携・中間支援組織等への支援 NPOへの理解促進、NPOが必要とする情報の発信、人材の育成、財政的な支援制度の充実、NPO活動拠点の確保 情報公開と政策プロセスへの参加促進、情報共有と業務委託の推進、NPO推進事業の評価、中間支援組織との連携・市町村への協力支援 議会・企業・教育・学術研究機関・その他団体との連携促進
秋田県	秋田県県民協働行動指針	H23年3月					289	「新しい公共」に向けた協働の基本原則 1 相互の理解 2 対等な関係 3 情報の公開 4 参加機会の平等 5 協働の検証	【3つの柱】 1 県民のコミュニティ活動やNPO活動への参加促進 2 協働を支える基盤整備 3 行政と多様な主体との協働の推進	あきた協働ウィークの開催 協働のきっかけづくりとなるよう「あきた協働ウィーク」を設け、啓発イベントなど関連事業を集中的に開催 アダプトプログラム等の普及・促進 あきたスギッチファンドの支援 県民・企業などの寄付を原資として市民活動団体への助成を行うファンドの運営を支援 秋田の魅力データベースの構築
栃木県	栃木県NPO等活動促進に関する基本方針 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例 栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針	H14年5月 H15年4月 H23年5月	H23～27 5年間				498	【施策の基本的考え方】 1 目指すべき未来像 多様な主体が協働・創造するとちぎ 2 実現に向けた課題等 (1)社会貢献活動に関する県民意識の醸成 (2)活動基盤の強化と人材の育成・活用 (3)県民協働のしくみづくり	【施策目標】 (1)県民の社会貢献活動や協働の取組に対する理解を深める (2)社会貢献活動団体の自立に向けた活動基盤を強化 (3)多様な主体が相互に連携し、協働を実践	重点プロジェクト プロジェクト1:総合調整窓口の設置、ネットワークの強化 プロジェクト2 :行政と「新たな“公”」の担い手との出会い、協議の場づくり ex.とちぎ地域力創造プラットフォーム=「県民協働ルール」の策定 プロジェクト3:地域の課題を地域自らが解決する仕組みづくり プロジェクト4 :「新たな“公”」の担い手同士が情報共有できるWebサイトの構築 プロジェクト5:「新たな“公”」の担い手となる人材の育成や活用
群馬県	群馬県NPOと行政との協働に関する指針	H20年2月					722	【前提条件】 ・NPOと行政は「公」を担う主体であることを踏まえ、私的な利害ではなく広く社会全体の観点から発想すること(公共性の認識)が必要 ・それぞれの組織や行動原理など特性や立場が異なるという点を認識し、相互に理解し合うこと(相互理解)が必要	【協働実践段階における原則】 (1)目的の明確化・共有化 (2)自立性・対等性の尊重 (3)信頼関係の構築 (4)役割・責任の明確化 (5)透明性の確保	理想的な協働の進め方サイクル (1)意見交換(対話) (2)協働事業の検討 (3)具体的手法の検討 (4)協働のパートナーの特定 (5)事業内容の協議 (6)共同事業の合意 (7)協働事業の実施 (8)協働事業のふりかえり(評価)...協働事業ふりかえりシートの例示 結果公表 (9)フィードバック(ふりかえり結果の活用)
埼玉県	埼玉県NPO活動促進基本方針	H19年3月 (H22年6 月改定)	H22～24 3年間				1,664	【目指す目標】 より多くの県民がNPO活動に参加するよう大きなムーブメントを起こして、日本一NPO活動が盛んな県を目指す。	【取り組むべき5つの施策】 施策1:NPO活動への県民参加やNPO法人の設立の促進 施策2:NPOが活発に活動できる環境の整備 施策3:NPOと行政とのパートナーシップの強化 施策4:様々な主体による地域協働の促進 施策5:NPO活動に対する信頼性の向上 【数値目標】 地域・社会活動への参加経験がある県民の割合 36.7% 50.0% NPO法人数 1,317法人 2,000法人 NPO基金への寄付額 6,082万円 8,000万円(3年累計) 市民活動サポートセンター設置数 17施設 30施設 NPOと県との協働事業数 198事業 260事業 NPOと市町村との協働事業数 1,194事業 1,800事業 NPO情報ステーションへの団体からの情報発信数 0件 1,000件 自治会・町内会と協働しているNPOの割合 16.7% 30.0% 情報発信手段としてHPを活用しているNPO法人割合 47.7% 80.0%	【基本方針のポイント】 1 NPOの活動を促進するために県が重点的に取り組むべき課題を5つの施策と15の具体的取組に集約 2 NPOが中核となって「全員参加の地域づくり」を進めるよう「様々な主体による地域協働の推進」を施策の一つの柱として位置づけ 3 NPOが市民からの理解と協働に支えられて活動できるよう「NPO活動に対する信頼性の向上」を新たな施策として位置づけ 4 各施策に数値目標を掲げ、取組を評価

他府県のボランティア活動に係る基本方針等の概要一覧(平成20年以降に策定或いは改定されたもの)

都道府県名	基本方針等名称	策定年月日	対象期間	対象となる主体または活動			NPO法人数 (24.3末)	概要		
				NPO等	地縁団体等	企業		基本理念・考え方等	柱となる方針・目標等	特徴的内容(改定実施県は主な改正点)
千葉県	千葉県県民活動推進計画	H24年3月	H24~25 3年間				1,707	<p>【目指す姿】 誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんで創る支えあいと活力のある千葉県</p>	<p>【施策の方向性】 1 県民活動への理解や参加の促進 2 市民活動団体の基盤強化等の支援 3 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進 4 市民活動団体と行政との協働の推進</p> <p>【指標】 ・市民活動団体の活動を知っている人の割合 現在 57.4% 75% ・ボランティア活動に参加したことのある人の割合 現在 13.8% 20% ・市民活動団体の活動への参加(活動・寄付・支援) 現在 22.0% 25% ・寄付を受けたことがあるNPO法人の割合 現在 45.8% 50% ・地域の様々な主体と連携している市民活動団体の割合 現在 65.4% 75% ・市町村行政・県行政と市民活動団体との協働事業の件数 現在 324件 400件</p>	<p>目指す千葉県のイメージ化 1 県民一人ひとりの県民活動への広範な参加 (1)ライフステージに合わせたボランティア活動への参加 (2)専門的知識とノウハウを有する県民のボランティア活動への参加 (3)出来ることから始めるボランティア (4)寄付も県民活動への参加の1つ (5)被災地での活動経験を生かすことが大切</p> <p>2 市民活動団体による地域課題解決に向けた主体的な取組 (1)県民活動の主役としての市民活動団体 (2)課題解決のための仕組みとして大きな役割を發揮 (3)ボランティア活動を促進し地域をつなぐ市民活動団体 (4)社会的な信頼性向上の大切さ (5)一層重要性を増す支援組織の役割 (6)コミュニティビジネスによる地域課題の解決</p> <p>3 市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政などさまざまな主体が連携した取組</p>
新潟県	新潟県NPO活動の促進に関する指針	H13年7月	H19~28 10年間				580	<p>【基本理念】 多様な主体の協働による活力ある新潟県の実現</p>	<p>【基本方針】 1 NPO活動の活性化を推進 2 多様な主体による協働を積極的に推進 3 多様な主体による社会活動の参加を促進</p> <p>【指標】 ・人口10万人当たりNPO法人数の全国順位 向上させる(36位) ・県とNPOとの協働事業数 100事業(56事業) ・ボランティア実活動者数 増加させる(59,368人)</p>	<p>今後の施策展開の具体論に入る前に、新潟県におけるNPO活動の促進に向けての順を追ったシナリオとして、「目指すべきシナリオ」と「避けるべきシナリオ」の二つのシナリオを示し、具体的にイメージ。 10年の計画期間を3段階に分け、前半で第1段階を概ね達成、第2段階に入り最終年度までに第3段階に至ることを目指す。</p>
岐阜県	NPOと行政との協働を進めるための協働事業推進ガイドライン	H15年1月 (H23年1月改正)					677	<p>(協働の概念) 立場の異なる活動主体同士が、対等の立場で互いに協力することにより、「共通の目標(地域をより良くしていくこと)」に向かって課題を解決し、同時にそれぞれが持つ社会的使命を達成していくこと</p>	<p>県民が県と協働を進める事業 ・県民が地域課題を解決するための役割を担おうとする意志で提案してきた事業</p> <p>NPOが協働する意義 社会的認知の向上 県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を生かす場の拡大 県が協働する意義 新しい社会的ニーズの発見と課題解決 職員の意識改革の推進</p>	<p>協働事業の提案 1 協働事業提案の原則 協働に関する事業提案をするNPO又は事業担当課(室)は、協働のパートナーと直接審議を行い、協働を進める。 2 協働総合窓口の設置 旧ガイドラインの浸透等により、双方の協働意識の醸成が図られ、相当数のNPOと県(事業担当課)が直接審議できるレベルに達しているものの、協働に関する情報やノウハウなどの蓄積の無い事業担当課やNPOがあるなど、団体ごとの能力の差があるのも事実であることから、特に相談等の事前調整が必要なところを支援するため、NPO支援担当内に「協働総合窓口」を設置</p>
静岡県	ふじのくにNPO活動に関する基本指針	H10年 H12年2月	H23~27 5年間				1,061	<p>【基本的な方向性】 県内NPO活動の質の充実に着目しながら、市町との役割分担と連携を図り、NPO活動の環境の整備を中心に支援を進める</p>	<p>【施策の目標】 平成25年度 NPO法人事業費 200億円 (実績 平成20年度 149億円)</p> <p>【具体的なNPO活動支援施策】 1 NPOの自立した経済基盤の確立等に関する支援 2 県民等からの寄附の促進 3 NPO等の情報公開の促進 4 認定NPO法人への移行の促進 5 地域住民、企業等、多様な主体との協働の促進 6 NPO活動を影で支える中間支援機能の育成支援</p>	<p>・これからの地域社会の発展は、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」がいかにうまく連携し協働し合うかが鍵。 ・このため県では、「市民」、「NPO」、「企業」、「市町」、「県」のそれぞれの役割を考えながら、県としてNPO活動に対してどのように関わっていったらよいか、その方途と今後5年間の取組についてまとめた。</p>

他府県のボランティア活動に係る基本方針等の概要一覧(平成20年以降に策定或いは改定されたもの)

都道府県名	基本方針等名称	策定年月日	対象期間	対象となる主体または活動			NPO法人数 (24.3末)	概要		
				NPO等	地縁団体等	企業		基本理念・考え方等	柱となる方針・目標等	特徴的内容(改定実施県は主な改正点)
奈良県	ボランティア・NPOとの協働ビジョン 奈良県協働推進指針	H15年9月 H22年3月					411	協働の原則 お互いの特性、自立性を尊重した対等性の確保 情報の公開と共有化 目的の共有と明確化 役割分担と責任の明確化 企画(政策)立案からスタート 対話と協議を重視した協働過程の管理 第三者への積極的な説明責任	県としての3つの柱 1 地域貢献活動への参画促進 2 地域課題の解決に取り組む団体の支援 3 協働を推進するための体制整備及び個別協議プロジェクトの推進	・具体的な施策展開については、協働推進のための「ロードマップ(計画表)」として、目標や実施時期等を盛り込んだ推進計画を作成し、着実に実行
鳥取県	鳥取県非営利公益活動促進条例 協働推進ガイドライン	H13年9月 H15年(H18年改定、H20年4月改定)					223	・NPOと行政の協働を対象 ・協働の原則 協働は手法 公平・公正 相互理解と相互尊重(対等の原則) 自主性の尊重 責任と業務の分担 情報公開 時限設定 経費の必要性等の明確化 実施効果の点検	(期待される効果) 1 住民のメリット サービスが多様化し、対応が迅速・柔軟に住民の考えや創意工夫が反映された公共サービスが実現 地域の問題に関心を持ち、住民自身が解決に取り組む「住民自治」が根付き、地域の自立が促進 2 NPOのメリット 公共サービスへの参画機会が拡大 公共サービスの提供ノウハウを蓄積し、事業遂行能力が向上 資金等の理由で、これまで実施が困難だった事業展開が可能 3 行政のメリット 事業の効率的・効果的な実施や、地域に潜在するニーズ・問題への早期対応、行政職員の意識啓発や行政改革の推進 特定分野に強い関心と意欲・経験を持つNPOの挑戦的な取組や、その提案の施策反映 複数の分野に跨がるような横断的な事業の実施	これからの県の取り組みとして、県・担当部署及び職員の努力目標を提示 県としての取り組み 1 職員の意識啓発 2 NPOとの協力関係の構築 3 NPOの成長支援 4 情報公開の推進 5 実施効果の点検 各担当部署・職員としての取り組み 1 研修会や地域活動等への参加 2 情報公開の推進 3 実施効果の点検 4 NPOの自立性を尊重する協働の方法の検討
山口県	山口県県民活動促進条例 山口県県民活動促進基本計画	H14年4月 H15年3月(H20年3月改定)	H20~22年間				386	(計画の性格) 県民活動審議会や県民意見交換会、パブリックコメントの実施等県民の意見を踏まえて策定した。 市町、事業者、県民活動団体、県民と連携して取り組む 県の総合計画「やまぐち未来デザイン21」及びその他の県の部門別計画と密接に関連 「地方分権の推進」「行政改革の推進」の視点をふまえた。	(基本方針) 1 県民参加のための環境づくり 2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり	県民参加のための環境整備の展開方向 (1)県民への情報提供と参加意欲の促進 ・団塊世代等シニアの参加促進を図るための情報提供 等 (2)県民への学習機会の提供 ・大学生や若者、団塊世代等シニアの参加促進 (3)少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進 ・少子・高齢化や中山間地域等の新たな課題の解決に向けた県民活動の重要性の理解と参加意欲の促進 ・少子・高齢化や中山間地域対策に関する学習・研修機会の提供 ・少子・高齢化や中山間地域対策の担い手となるNPO法人の育成 (4)事業者の活動参加の促進 他
香川県	共助の社会づくり推進プラン 共助の社会づくり推進指針	H15年3月 H23年10月					291	(基本理念) 県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働を推進しながら、支えあい、助け合える社会づくりをめざす	(基本方針) ・県民やNPO・ボランティアなどの自主性を尊重した側面的支援 ・県民やNPO・ボランティアなどの多様性を尊重した効果的支援 ・市町の自主性の尊重及び適切な役割分担のものと連携・協力 【施策の方向性】 共助の意識啓発 地域団体活動の活性化 ボランティア・NPO活動の促進 企業のCSR活動の促進 多様な主体の協働の促進 県政への県民参画の促進 市町との連携・協力	共助の社会とは 誰もが、地域社会の主体的担い手とした、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を發揮し、ともに手を携え、支え合い、助け合える社会、すなわち、「自分でできることは自分で、一人で出来ないことは地域や仲間、そしてみんなで、解決できる、温もりとうるおいに満ちた心豊かに過ごせる社会。

他府県のボランティア活動に係る基本方針等の概要一覧(平成20年以降に策定或いは改定されたもの)

都道府県名	基本方針等名称	策定年月日	対象期間	対象となる主体または活動			NPO法人数 (24.3末)	概 要		
				NPO等	地縁団体等	企業		基本理念・考え方等	柱となる方針・目標等	特徴的内容(改定実施県は主な改正点)
高知県	高知県社会貢献活動推進支援条例	H11年3月								
	高知県社会貢献活動支援推進計画	H11年3月 (H16年3月、 H21年3月 改定)	H21～25 5年間				280	<p>【テーマ】 みんなでつくる元気な高知 ～地域の“きずな”が未来をひらく～</p> <p>【計画の目標】 1 社会貢献活動団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり 2 県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり</p>	<p>【基本方針】 1 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大 2 社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進 3 市町村、事業者、大学等との連携 4 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進</p>	<p>・平成11年度に策定した計画に基づく支援の取り組みが、県内の社会貢献活動の発展に果たしてきた役割と課題を明らかにし、平成21年度以降の新たな計画策定における指針としている。</p>
大分県	大分県におけるNPOとの協働指針 (心の通いあう地域づくりのための協働指針)	H24年3月					481	<p>【基本的な考え方】 ・互いに有意義な協働を進めるためには、協働の目的を共有することが重要 ・対等な関係での十分な協議を通して、互いの特性や立場の違いを認め、相互理解を深め、それぞれの役割を果たし、ともに取り組むことが重要</p>	<p>(目指す地域社会像) NPOと企業、行政など多様な主体が、相互理解のもと、互いの立場を尊重し、それぞれの特性を活かして協働することにより、人口減少時代の地域コミュニティの再生を図り、誰もが心豊かに暮らせる「夢と希望あふれる大分県」</p>	<p>・東日本大震災を契機に、非常時でも平常時でも、支え合い助け合っ、絆を強くしながら社会を作っていくことが大事だと痛感したことを、策定理由の1つとしている。</p>
宮崎県	みやざきボランティア活動促進基本方針 NPOとの協働指針	H8年3月 H18年3月								
	多様な主体の協働指針	H23年3月					358	<p>【考え方】 多様な主体の協働とは、県民、NPO、社会貢献活動を行う企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体(農業協同組合、商工会議所等)、大学、行政等の多様な主体が共通の目的を達成するために、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、協力・協調すること。</p>	<p>【指針の目標】 宮崎県の公共を担うNPO、企業、公益法人、社会福祉法人、行政等全ての団体と県民が、多様な主体の協働を有効に活用することによって、宮崎県が抱える様々な社会的課題を解決し、本県の活性化を図る。</p>	<p>・これまで協働の方向性を示してきた「NPOとの協働指針」(平成18年3月)に替えて、協働相手として想定されてこなかった企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体等を加えて、行政と民間の協働、民間同士の協働を幅広く進めていく。</p>